

2021
教職員が実感できる多忙化防止計画

令和3年2月

秋田県教育委員会

目 次

1	多忙化防止計画策定の趣旨	1
2	多忙化の現状と要因	2
3	これまでの多忙化防止への取組とその状況	4
4	2021多忙化防止計画の基本的考え方	6
5	目指すべき姿と目標	8
6	対策の重点と具体的な取組～4つの重点項目の設定～	9
7	各主体の役割 (県教育委員会、市町村教育委員会、学校)	15

1 多忙化防止計画策定の趣旨

少子高齢化や情報化の急速な進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、学校現場では、いじめ・不登校への対応や新学習指導要領の実施など、教職員が取り組まなければならない課題も多様化・複雑化し、教職員の厳しい勤務実態が社会問題化しています。

加えて、新型コロナウイルス感染症に伴う、子どもたちの学習保障、感染防止対策への対応などにより、教職員の勤務環境は厳しい状況にあります。

秋田県教育委員会では、教職員の多忙化を防止し、教職員が子どもたち一人一人と向き合う時間を確保できるよう、平成20年以後、数次にわたり「教員が実感できる多忙化防止対策」を策定し、各種対策に取り組むなど、教職員の勤務時間の縮減や勤務環境の改善に努めてきました。

また、国においても、教職員の厳しい勤務実態を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等に関する通知等により、学校における働き方改革に向けた取組の指示を積極的に行っているところです。

子どもたちに魅力ある授業を行うためには、教職員自身が心身ともに健康でなくてはなりません。教職員が日々の生活や教職人生をより豊かにし、自らの人間性や創造性を高めることが、教育活動の充実にもつながります。

そのため、県教育委員会では、今一度、本県における教職員の働き方を把握し、負担軽減と心身の健康を保持していくことが重要であると考え、多忙化防止対策を更に進めるとともに、引き続き勤務環境を改善していくため、このたび、平成30年3月に策定した前計画を改訂し、新たに「2021教職員が実感できる多忙化防止計画」を示すこととしました。

本計画による取組を、県教育委員会、市町村教育委員会、学校が着実に実施するとともに、関係機関、家庭、地域の方々の御理解と御協力を得ながら、本県の学校における働き方改革を進め、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目指してまいります。

令和3年2月
秋田県教育委員会

2 多忙化の現状と要因

本県の教職員の勤務実態については、これまで3年に1度の間隔で調査を実施してきました。小・中学校及び義務教育学校と県立学校では調査の手法、調査項目等が一部相違していることから、同列に比較できないものもありますが、令和元年度の結果は次のとおりでした。（平均時間外在校等時間は、秋田県教育委員会特定事業主行動計画の実施状況に関する調査[平成31年4月から令和2年3月まで]による）

(1) 小・中学校及び義務教育学校

令和元年度に県教育委員会が実施した、教職員の多忙化に係る状況調査等において、次のような結果が明らかになりました。

●平均時間外在校等時間（令和元年度の月当たり）

- ・小学校は31.8時間、中学校では50.4時間でした。

※前計画における目標は、月45時間以内

●時間外在校等時間の主な要因

小学校、中学校における主な要因は次のとおりでした。

時間外在校等時間の要因上位3項目について、中学校は前回調査と同じ結果で、小学校では、新たに教材研究が入っています。

	小学校		中学校	
	R元	H28	R元	H28
1	調査・報告	調査・報告	部活動	部活動
2	教材研究	分掌事務	調査・報告	調査・報告
3	分掌事務	諸行事	分掌事務	分掌事務
4	成績処理	成績処理	諸行事	諸行事
5	諸行事	保護者対応	生徒指導関係	生徒指導関係

(2) 県立学校

令和元年度に県教育委員会が実施した、教職員の超過勤務時間調査において、次のような結果が明らかになりました。

●平均時間外在校等時間（令和元年度の月当たり）

- ・高等学校は50.6時間、特別支援学校では16.9時間でした。

※前計画における目標は、月45時間以内

●時間外在校等時間の主な要因

高等学校における主な要因は次のとおりで、平成28年度の調査と同じ結果でした。また、特別支援学校では、前回調査と順位の入替えがあったものの主な要因は同じでした。

	高等学校		特別支援学校	
	R元	H28	R元	H28
1	部活動	部活動	授業準備 分掌業務	分掌事務
2	分掌事務	分掌事務		書類作成
3	授業準備	授業準備	書類作成	授業準備
4	生徒対応	生徒対応	行事準備	行事準備
5	書類作成	書類作成	問題作成	各種会議

3 これまでの多忙化防止への取組とその状況

「2018教職員が実感できる多忙化防止計画」（平成30年3月策定）では、4つの重点項目を設定し、次のような取組を推進してきました。

重点項目① 時間管理・時間意識の徹底（全校種共通）

- ・ 県立学校では、毎日の勤務時間をパソコンを用いて記録することにより、時間管理の意識を高める取組を進めてきました。
- ・ 県立学校では、高等学校で85%の学校が最終退勤時刻を設定し、そのうち96%の学校が最終退勤時刻を遵守しています。
また、特別支援学校では、全ての学校が最終退勤時刻を設定し、遵守しています。
- ・ 小・中学校等では、最終退勤時刻が設定され、遵守されている傾向にある一方、実態調査の実施時期などの検討が必要です。
- ・ 全校種において、多くの学校がノー残業デーや長期休業中における学校閉庁日を設定し、教職員が休みやすい環境の整備に努めています。

重点項目② 業務改善への取組（全校種共通）

- ・ 県立学校では、高等学校に就職支援員や職場定着支援員、特別支援学校には職場定着支援員を配置し、生徒の就職先の開拓、就職相談、ハローワークとの連絡調整等に当たるなど、進路指導担当の教職員の負担軽減に努めています。
- ・ 小学校では、国が新たに設定した、学校における働き方改革のための専科加配定数を活用し、学級担任とは異なる教員が理科等の専門的な指導を行うなど、学級担任の負担軽減に努めています。
- ・ 県教育委員会が主催する会議は、その必要性等について検討し、開催回数や会議時間を見直すとともに、会議自体の削減にも努めました。
また、教職員の研修についても、その在り方を見直し、実施日数や研修時間を削減してきました。
- ・ 報告の電子化への取組は、県立学校への教職員1人1台端末の整備や、市町村におけるICT環境の整備により概ね達成できました。

重点項目③ 部活動指導の負担軽減

- ・ 部活動における休養日及び活動時間については、「運動部活動運営・指導の手引」及び「文化部活動運営・指導の手引」の周知・徹底を図り、中学校、高等学校ともに定められた休養日や活動時間の設定が概ね遵守されました。
- ・ 土曜日及び日曜日の大会参加や練習試合等の実施については、競技種目や各文化活動の特性を踏まえながら、無理のない計画となるよう指導しました。

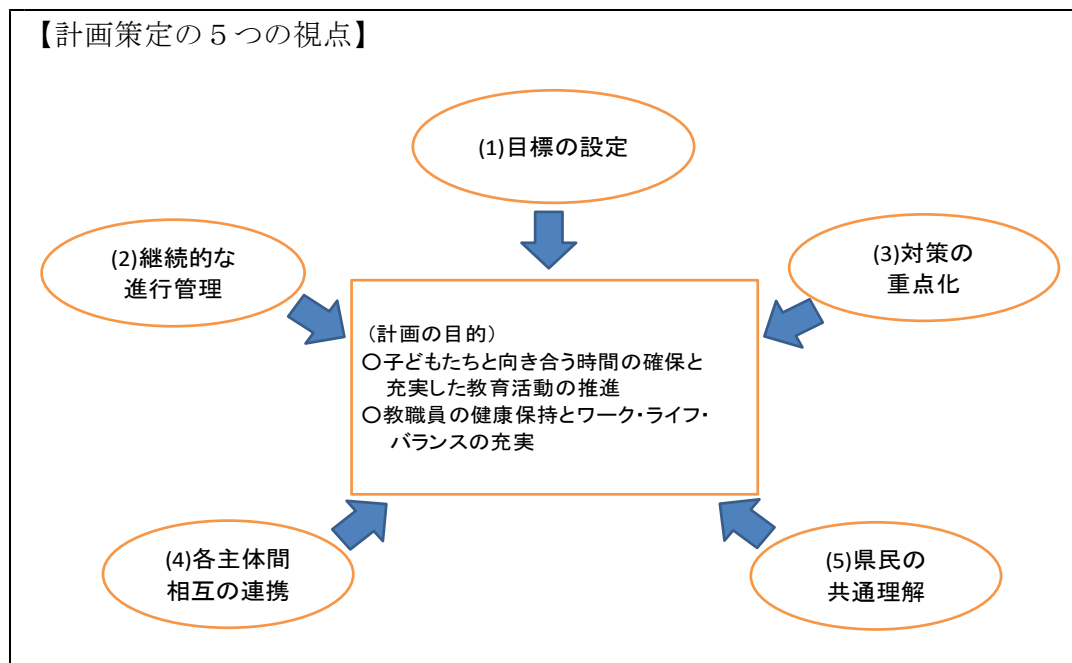
- ・ 部活動指導員を6市36中学校に1名ずつ配置し、活動の充実を図るとともに、部活動指導における教職員の負担軽減を図りました。

重点項目④ 事務機能の強化や外部人材等の活用（全校種共通）

- ・ 教職員と連携して生徒指導に当たる専門スタッフ（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）や補助スタッフ（スクール・サポート・スタッフ等）の配置について、学校現場のニーズを踏まえながら、教職員の業務の適正化につながるよう運用の改善を図りました。

4 2021多忙化防止計画の基本的考え方

計画が、真に教職員の多忙化防止につながるよう、計画の策定に当たっては、前計画に引き続き、次の5つの視点を重視します。



(1) 目標の設定

目的（目指すべき姿＜P 8＞）達成のために目標（時間外在校等時間数の削減）があり、目標達成のために対策があります。

そのため、目標に必要な3つの要素を意識した対策を立て、実行します。

★目標の3要素

- ・何を（目標とする項目）
- ・いつまでに（達成すべき期限）
- ・どの程度（到達すべき水準）

(2) 継続的な進行管理

設定した目標に向かって対策を確実に実施するためには、定期的に進捗状況を確認し、検証することが重要です。

県教育委員会、市町村教育委員会、教育事務所、学校それぞれが進行管理することはもちろん、相互に情報共有し、また多忙化防止に関わる関係者間での協議も行いながら進めます。

(3) 対策の重点化

働き方改革、多忙化防止のために取り組むべき対策は多岐にわたることから、多忙化の大きな要因となっている項目に焦点を当て、重点的かつ集中的に取り組むことが効果的です。

本計画では、次の4つの重点項目に注力して取り組みます。

★4つの重点項目（P9～14）

- | |
|--------------------------------|
| ① 時間管理・時間意識の徹底と教職員の健康保持（全校種共通） |
| ② 業務改善への取組（全校種共通） |
| ③ 部活動指導の負担軽減（中学校・高等学校） |
| ④ 事務機能の強化や外部人材の活用（全校種共通） |

(4) 各主体間相互の連携

多忙化防止を推進するためには、本計画の「目指すべき姿」、「目標」、「取組内容」を、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、関係団体等の各主体が共有し、連携して取り組むことが重要です。

特に、小・中学校等における取組の推進に当たっては、県教育委員会と市町村教育委員会が、十分連携を図りながら進めていくことが必要不可欠です。

県内25市町村教育委員会は、立地環境、教育方針も異なりますが、本県の教職員一人一人が、健康で明るい生活を送ることができるよう、県と市町村教育委員会の連携を一層推進します。

(5) 県民の共通理解の醸成

学校の多忙化防止には、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、関係団体等が主体的に取り組むことはもちろんですが、県民、地域、保護者からの理解と協力が必要不可欠です。

教職員の多忙化の状況、多忙化防止の具体的な取組内容については、直接説明する機会を設けたり、パンフレット等を保護者、地域の方々へ配布するなど、情報の発信に努めます。

5 目指すべき姿と目標

★目指すべき姿（目的）

- 子どもたちと向き合う時間の確保と充実した教育活動の推進
- 教職員の健康保持とワーク・ライフ・バランスの充実

★目標

【全校種共通】

全教職員の時間外在校等時間を月45時間以内、1年間で360時間以内とする。

※月当たりの時間外在校等時間数が80時間を超える教職員の割合を令和5年度までに0（ゼロ）にする。

【在校等時間と時間外在校等時間】

- 在校等時間：教職員が在校している時間を基本とし、その時間に以下の①、②を加え、③、④を除いた時間。

<基本とする時間>

- ・ 在校している時間

<加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

<除く時間>

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

- 時間外在校等時間：在校等時間から、条例等で定める正規の勤務時間を除いた時間。

★計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

なお、毎年度の取組状況を検証した上で、必要に応じて取組内容の見直しや改善を図り、計画に反映させていきます。

6 対策の重点と具体的な取組～4つの重点項目の設定～

重点項目① 時間管理・時間意識の徹底と教職員の健康保持（全校種共通）

時間に対する意識の向上、習慣化に努めるとともに、無制限無定量の勤務を改め、業務を効率的・効果的に遂行できるよう取り組みます。

また、教職員の勤務環境を改善するため、ストレスチェックや労働安全衛生管理体制の整備に努めます。

〔取組内容〕

- 勤務時間管理の徹底と適正な勤務時間等の設定
 - ・ 労働基準法において、使用者は、労働時間を適正に把握するなど、労働時間を適切に管理する責務を有しています。管理職は、勤務時間管理簿等により、教職員一人一人の出勤、退勤時刻の正確な把握に努めます。
 - ・ 管理職は、把握した個々の職員の勤務時間を基に、業務の廃止、削減等の見直しや、職員間での業務の平準化、個々の職員への助言等を行い勤務時間の短縮に努めます。
 - ・ 県立学校では、ICカードを活用した勤務時間の客観的な記録方式を導入することにより、職員の時間管理、時間意識を徹底させるとともに、勤務時間等の実態を主管課へ報告し、主管課は内容分析、各学校への指導・助言に役立てます。
 - ・ 小・中学校等については、学校が勤務時間の実態把握と市町村教育委員会への報告を行うことや、市町村教育委員会がそれに基づいて学校に指導・助言を行うことを働きかけます。

- 学校の最終退勤時刻の設定
 - ・ 勤務時間に対する意識を高め、早期退勤の習慣化を図るため、引き続き設定します。

小学校・特別支援学校	19時
中学校・高等学校（全日制）	20時
 - ・ ※高等学校（定時制）は、各学校の実情に応じて設定します。
 - ・ 最終退勤時刻の設定と早期退勤の習慣化を進めるに当たっては、退勤時刻の遵守のみを目指すのではなく、各学校長が、持ち帰り業務の実態を把握し、必要に応じて業務分担の見直しを図るなど、その縮減に努めます。
 - ・ 小・中学校等については、最終退勤時刻の設定を市町村教育委員会へ働きかけます。

- 長期休業中の学校閉庁日の設定
 - ・ 長期休業中に学校閉庁日を設定します。

夏季休業中：5日以上（週休日及び休日を含む。）
冬季休業中：原則、平日3日以上（年末年始を除く。）
 - ・ 県立学校では令和3年度から実施します。
 - ・ 小・中学校等における閉庁日の設定を市町村教育委員会へ働きかけます。

- ノー残業デーの設定
 - ・ ノー残業デーを、週に1日以上設定します。
 - ・ 令和3年度からすべての県立学校で実施します。
 - ・ 小・中学校等におけるノー残業デーの設定を市町村教育委員会へ働きかけます。

- 留守番電話等の設置
 - ・ 勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に対する教職員の心理的負担感を軽減するため、学校における留守番電話等の設置を推進します。
 - ・ 小・中学校等における設置を市町村教育委員会へ働きかけます。

- 教職員の健康保持と労働安全衛生管理体制の整備
 - ・ 県立学校では、労働安全衛生法に基づき教職員の適正な勤務と健康を確保するよう、ストレスチェックや健康管理医等による面談、各種健康相談事業など、メンタルヘルス対策を実施し、教職員の心と体の健康増進に努めます。
 - ・ 各休暇を取得しやすい環境を整備するため、休暇取得の実態把握に努めるとともに、休暇制度についての周知を図ることで、休暇の取得を推進します。
 - ・ 小・中学校等については、市町村教育委員会に対し、労働安全衛生管理体制の整備を働きかけるとともに、必要に応じて指導・助言等を行います。

重点項目② 業務改善への取組（全校種共通）

業務改善の第一歩は、業務の全体像を把握することから始まります。県教育委員会、市町村教育委員会、学校、職員全体で、これまで行ってきた慣例等を見直し、業務の取捨選択、優先順位付け、見える化等により業務改善を進めます。

〔取組内容〕

- 会議・研修の見直し
 - ・ 各種会議や研修会について、以下のとおり業務の見直しを行い、効率化を図ります。
 - 会議資料の事前配布の徹底、会議開始時刻・終了時刻の設定と遵守、タイムキーパーの設定、会議参加メンバーの厳選、次回会議開催日時や議題の予告、主催者による議事要旨の事後配布、復命の簡素化、オンラインを活用した会議の実施、県教育委員会及び市町村教育委員会がそれぞれ主催している会議・研修の整理、調整 等
- 全県市町村教育委員会教育長会議等の開催
 - ・ 県内25市町村の教育委員会が教職員の多忙化に関する危機感、防止対策の重要性を共通に理解することが重要です。そうした共通理解の機会を設定し、他管内での取組事例の発表、意見交換、情報共有を通して、各市町村教育委員会及び学校の取組に生かし、業務の改善を図ります。
- 全県の優良取組事例の収集と情報共有
 - ・ 各学校における業務改善の優良事例を、市町村教育委員会、教育事務所、県教育委員会が把握し、校長会等を通じて全県へ発信、情報共有することで、自校の取組に生かしていきます。
 - ・ 教職員の業務補助を目的として小学校に配置するサポート・スタッフの勤務状況や配置に伴う教職員の負担軽減状況を調査し、その結果を全県へ情報発信していきます。
- 学校マネジメントの強化
 - ・ 業務改善には管理職のマネジメント能力の向上が必要不可欠であることから、時間管理、健康管理などの要素を盛り込んだ研修により、管理職のマネジメント力を強化します。
 - ・ 管理職を対象に、異業種の業務改善も参考としたマネジメント力強化研修を行い、業務改善の取組に生かします。

重点項目③ 部活動指導の負担軽減（中学校、高等学校）

中学校、高等学校で時間外勤務の大きな要因となっている部活動について、休養日、活動時間を適正に設定するとともに、外部人材（部活動指導員、外部指導者）の活用を図りながら、部活動指導に当たる教職員の負担軽減を図ります。

〔取組内容〕

- 「運動部活動運営・指導の手引」に基づく休養日の設定
（中学校）
 - ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けます。
（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とします。土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。）
 - ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとします。（高等学校）
 - ・ 学期中は、平日は週当たり1日以上、土曜日及び日曜日は月2日以上の休養日を設けます。
 - ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとします。

- 「運動部活動運営・指導の手引」に基づく活動時間の設定
（中学校）

1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とします。

（高等学校）

1日の活動時間は、長くとも平日は2時間30分程度、学校の休業日は3時間30分程度とします。

- 文化部の活動
文化部の活動についても、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月 文化庁）及び県策定の「文化部活動運営・指導の手引」に基づく対策を進めることで指導の負担軽減を図ります。

- 関係団体との協議
県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県体育協会等と継続して協議し、生徒の健康保持、部活動指導顧問の負担軽減のため、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30

年3月（スポーツ庁）及び県策定の「運動部活動運営・指導の手引」の遵守を働きかけます。

○ 部活動指導員配置の推進

中学校における部活動指導員の配置について、市町村教育委員会の意向等も確認しながら拡充を検討します。

また、高等学校も含め、希望する全ての公立学校に配置できるよう、予算総額の増額や、県及び市町村の負担割合を軽減するよう国に要望します。

○ 保護者・地域に対する部活動負担軽減の協力依頼

生徒の健康保持、部活動指導顧問の負担軽減について理解が得られるよう、休養日や活動時間の遵守について、保護者、地域住民、外部指導者等へ説明し理解を求めます。

重点項目④ 事務機能の強化や外部人材等の活用（全校種共通）

教職員の負担軽減を図るためには、学校事務の共同実施等による事務機能の強化や、校外の様々な方からの人的サポートを得ることが重要です。今後も、県教育委員会、市町村教育委員会、学校がそれぞれの立場で、事務機能の強化や外部人材の活用を図ります。

[取組内容]

- 学校事務職員の事務機能の強化
 - 小・中学校等において他校との事務の共同実施による事務機能強化を引き続き進めるほか、学校事務職員が学校運営にこれまで以上に参画する方策を検討し、教職員の負担軽減を図ります。
- 専門スタッフの活用
 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する外部人材を活用し、教職員との役割分担と連携の中で、教職員の負担軽減を図ります。
- サポート・スタッフの配置
 - 小学校教員は授業時数が多く、空き時間が少ないため、授業準備、事務処理等で多忙を強いられることから、サポート・スタッフを配置することで、引き続き教員の有効な時間の活用と負担軽減を図ります。
また、今後は、校種を限らず希望する全ての学校に配置できるよう、予算総額の増額や、県の負担割合を軽減するよう国に要望します。
- これまで学校が担ってきた業務に対する保護者・地域への協力依頼
 - 登下校時における児童生徒の見守りや放課後から夜間における見回り等の対応、地域ボランティアとの連絡調整など、本来は学校以外が担うべき業務については保護者及び地域住民に説明し、その理解を得られるよう努めるとともに必要な協力を求めます。

7 各主体の役割（県教育委員会、市町村教育委員会、学校）

「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）等に沿って、県教育委員会、市町村教育委員会、学校がそれぞれの役割を担い、関係団体等との連携を図りながら多忙化防止の取組を進めます。

（1）県教育委員会

① 本計画の進行管理

本計画を着実に推進するよう、進捗状況を定期的に確認、検証し、ウェブサイト等で公表する。

② 県立学校への指導・支援

本計画をもとに、各学校は個々に「業務改善計画」を作成して計画推進に努める。県教育委員会は各学校の進捗状況を把握するとともに、業務改善計画が着実に実施されるよう必要な指導・助言等を行う。

③ 市町村教育委員会に対する協力依頼・支援・働きかけ

市町村教育委員会が設置する学校に関する次の項目について依頼し、県教育委員会との連携を図る。

- ・市町村教育委員会における「多忙化防止計画」の作成とその進捗状況の把握の依頼。
- ・各学校の勤務実態に関する市町村教育委員会への報告と指導の依頼。
- ・各学校における業務改善優良事例の県教育委員会への情報提供の依頼。
- ・市町村教育委員会が主体となつて行う会議・研修の精選、調査・照会業務の精選についての依頼。

④ 会議・研修の精選

県教育委員会主催の会議、研修について、開催の在り方やオンラインによる会議の実施など、効率的な運営等について見直しを行う。

⑤ 調査・照会業務等の精選

県教育委員会所管の調査・照会業務等を精査し、学校現場の負担減となるよう、引き続き廃止・削減の見直しを行う。

⑥ 関係団体との協議

本計画の推進に当たっては、関係諸団体との連携が必要不可欠であることから、県立学校、小・中学校等それぞれの多忙化に関する協議会との継続的

な意見交換を行うほか、県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県体育協会等の各団体との協議を行う。

⑦ 全県への情報発信

各学校、市町村教育委員会等が行う多忙化防止の取組の中で、他の学校、市町村教育委員会で活用できる優良事例について、校長会や市町村教育委員会教育長会議等の場で情報提供し全県で共有する。

⑧ 管理職のマネジメント力の強化・向上

管理職を対象とした研修の開催や、学校訪問時の管理職へのヒアリング、指導・助言を通じてマネジメント力の強化、向上を図る。(小・中学校等については市町村教育委員会と連携して行う。)

⑨ 多忙化に関する県民の共通理解の促進

教職員の多忙化に関する現状や対策について説明し、理解を得られるよう情報発信に努める。

⑩ 長期休業中の学校閉庁日の設定

県立学校に対し設定の徹底を指導するとともに、小・中学校等での設定についても市町村教育委員会へ働きかける。

⑪ 最終退勤時刻の設定

最終退勤時刻を設定することで、退勤時刻を意識した仕事の進め方など、時間管理意識の向上を図る。小・中学校等での設定についても市町村教育委員会へ働きかける。

⑫ ノー残業デーの設定

メリハリを付けた仕事により休息の確保と業務の効率化が進むよう、県立学校におけるノー残業デーの設定・定着を推進するとともに、小・中学校等での設定についても市町村教育委員会へ働きかける。

⑬ 部活動指導の負担軽減

県策定の「運動部活動運営・指導の手引」及び「文化部活動運営・指導の手引」を、県立学校、市町村教育委員会、中学校等、各団体等へ周知し、徹底を図る。

(2) 市町村教育委員会

① 多忙化防止計画の策定とそのフォローアップ

本計画も参考としながら、各市町村ごとに多忙化防止のための計画を作成し、具体的な対策の実施・検証を行う。

- ② 所管する小・中学校等への指導・助言・支援
各学校に対し、学校ごとの業務改善計画の作成を依頼するとともに、その計画進捗状況の把握等のフォローアップを行う。
- ③ 各学校の勤務実態の把握と管理
 - ・各学校が行う教職員の勤務時間の実態把握について報告させるとともに、必要な指導監督を行う。
 - ・勤務実態の把握に当たっては、勤務時間管理簿を統一の様式にするなど効率的な管理手法を検討する。
- ④ 会議・研修及び調査・照会業務の精選
県教育委員会とも調整を図りながら、類似した会議・研修及び調査・照会業務について見直しを図り、廃止・削減等を検討する。
- ⑤ 事務の機能強化や共同実施の検討
学校事務職員が積極的に学校運営に参画できる環境の整備や、共同実施による事務の効率化と職務の見直しも含めた方策を引き続き検討する。
- ⑥ 外部人材の活用
県事業で配置するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用の他、各市町村の個別事情による外部人材の活用も図る。
- ⑦ 保護者・地域住民等への協力依頼
学校が置かれている多忙化の状況や防止の取組状況を、地域住民等へ広報する機会を設定するなど理解を得るよう努める。

(3) 学校

- ① 改善計画の作成とそのフォローアップ
県立学校は県教育委員会の計画を参考に、小・中学校等は市町村教育委員会の計画を参考に、各学校ごとに業務改善に関する計画を作成し、具体的な対策を計画的に行う。
- ② 管理職による教職員の勤務実態の把握
個々の教職員の勤務実態を正確に把握し、必要に応じて個別に面談・助言を行うとともに、県立学校は本庁所管課へ、小・中学校等は市町村教育委員

会へ報告する。

③ 校務の平準化・適正化

会議の開催回数削減等の業務効率化を進めるとともに、全ての教師の能力向上に努めながら、業務の偏りを平準化するよう、校務分掌を柔軟に見直す。

④ 部活動休養日、活動時間の設定等

県立学校は県教育委員会が、小・中学校等は市町村教育委員会が定める部活動の方針に従い、適切に休養日、活動時間を設定し遵守するよう取り組むとともに、大会参加の精選を図ることで休養日の確保に努める。

⑤ 最終退勤時刻及びノー残業デーの設定

- ・学校、教職員一人一人が最終退勤時刻を意識した仕事の進め方を習慣化し、時間を管理する意識の向上を図る。
- ・メリハリを付けた仕事により休息の確保と業務の効率化が進むよう、ノー残業デーの定着を図る。

⑥ 保護者・地域住民等への協力依頼

学校が置かれている多忙化の状況や防止の取組状況を、PTA総会、学校運営協議会等の機会を活用して説明し、理解と協力を得られるよう努める。

2021教職員が実感できる多忙化防止計画

令和3年2月 発行

発行 秋田県教育委員会

編集 秋田県教育庁総務課

TEL 018-860-5111

FAX 018-860-5851

ホームページアドレス

<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/education>

(ウェブサイトにもデータを掲載しています。)